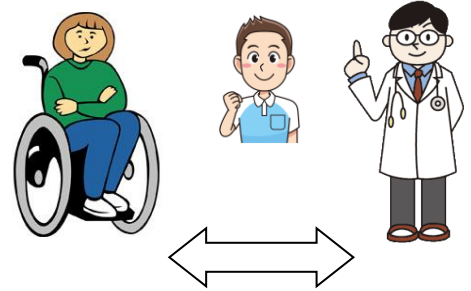


－利用者の方へ－

【入院時コミュニケーション支援事業のご案内】

茨木市では、障害がある方を対象に入院時のコミュニケーションを支援する事業を行っています。この事業は、意思疎通に支援が必要な場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、医療機関のスタッフとご本人との円滑なコミュニケーションをサポートするものです。平成30年4月からは対象者を拡充し、グループホーム利用者も利用していただけるようになりました。



★この事業を利用できる方

茨木市在住の障害者で、次のすべてにあてはまる方

- ① 身体障害（難病を含む）、知的障害、精神障害のある18歳以上の方
- ② 意思疎通を円滑に図ることの難しい方
- ③ 施設入所支援、療養介護を利用していない方
- ④ 障害福祉サービス、地域生活支援事業等を利用している方
- ⑤ 入院先の医療機関の了解を得られる方

※これらの要件にあてはまらないが、入院時コミュニケーション支援が必要な方は、個別に状況をお聞きしますので障害福祉課にご相談ください。

★コミュニケーション支援員の業務

ご本人と医師・看護師等との円滑な意思疎通を支援するため、診察時や病室等での利用者の主訴等を伝えるなど、コミュニケーションをサポートします。

※診療報酬の対象となるサポート（体位変換、排泄介助等）や、買い物の代行などは対象外です。

★コミュニケーション支援員になれる人

日常的にご本人の支援に関わっているヘルパー、通所先の職員等

★利用時間数

1回の入院につき入院日から30日目までで、概ね20時間程度/月とします。

※ご本人の状況に応じて時間数の変更が必要な場合は、障害福祉課にご相談ください。

★利用者負担額

なし

※市外の病院に派遣する場合は、支援員派遣の交通費を負担していただく場合があります。

★登録申請先

障害福祉課で手続きをしてください。

★利用方法

〔事前登録〕

- ① 普段利用している事業者・通所施設等にコミュニケーション支援員として派遣をお願いできるか確認し、承諾をもらってください。
- ② 承諾が得られたら、市障害福祉課の窓口事前に登録申請をしてください。
※登録、利用に必要な書類は市障害福祉課にあります。

〔入院した時〕

- ③ 病院にコミュニケーション支援員が入る事について、病院の許可をもらってください。
- ④ 登録事業者・施設等にコミュニケーション支援員の派遣を依頼してください。
- ⑤ 「利用開始届」を市障害福祉課に提出してください。

〔退院した時〕

- ⑥ 「利用終了届」を市障害福祉課に提出してください。
※緊急入院等の場合、入院時に登録し、ご利用いただくことも可能です。

〔問合せ先〕

茨木市健康福祉部障害福祉課

認定給付係

電話：(072) 620-1636

FAX：(072) 627-1692